

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第11回 知的財産権』 ～自社製品は知的財産権のトータルで守りましょう～

【相談内容】

当社は部品メーカーで、長年大手企業からの発注を受けて、ある部品を設計・製造をしています。これまでは発注がずいぶんあったのですが、ここ最近は全く無くなりました。よく調べてみると大手企業は当社の設計と同じ部品を中国で製造させ、輸入しているようです。

このままでは当社は立ちいかなくなります。なにか打つ手はないでしょうか。

【お答え】

詳しく伺うと…

話を伺うと、相談者が設計した部品は、特許、実用新案、意匠ともに何も出願されていません。もちろん中国にも知的財産に関する出願はされていませんでした。ノウハウもあったのですが、大手企業に教えてしまったとのこと。その上、この大手企業とは秘密保持等の契約を交わしていませんでした。

これからの打つ手

相談者のお話では、今製造している製品については打つ手がありません。しかし幸いに、改良部品を考えているとのこと。その部品は形状、構造に特徴があり、製法にもそれなりに工夫されたところがありました。

今後は以下のように、どの権利でどのように固く守るかをトータルの戦略を練り、最適に保護することが必要不可欠となります。

- 特許権によるガード
改良部品の形状と構造の技術的特徴部分については、権利期間の長い特許で押さえましょう。
- ノウハウによるガード
特許出願に際しては、ノウハウ事項は絶対に開示せず、自社で厳重に秘密管理をしましょう。
- 意匠権によるガード
特徴のあるデザインについては、意匠を出願し、特許と連携したガードをしましょう。
- 商標権によるガード
部品といえども、商品の顔です。顧客になじみやすいユニークなネーミングを付け、商標権でブランドを確立しましょう。

これからの時代は自社製品を知的財産権で確実にガードしていけないと、模倣品が出た場合にも阻止することができず、ついには会社として立ちいかなることもあります。知的財産権は会社を守り、事業を拡大するための最強の手段なのです。

詳しくは、下記窓口へご相談ください。

担当 知的財産活用推進員
生島 博



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター